

〔研究ノート〕

なぜ人工妊娠中絶に配偶者の同意が求められるのか —配偶者同意要件の歴史的位置づけと運用を踏まえて

新山 惟乃

要 旨

母体保護法 14 条では、人工妊娠中絶にあたって、本人のほかに配偶者の同意を求めている（以下、配偶者同意要件という。）。本稿では、母体保護法とその前身である国民優生法・優生保護法における配偶者同意要件の歴史的な位置づけや、現在の運用を踏まえ、配偶者同意要件の趣旨についての見解を整理し、その妥当性を検討した。

まず国民優生法には人工妊娠中絶に関して配偶者同意要件にあたる規定がなく、人工妊娠中絶の配偶者同意要件は、優生保護法においてはじめて設けられた。優生保護法成立時の本要件の立法趣旨は明確でないが、その趣旨を〔1〕婚姻関係の保護とした通知がある。また母体保護法成立以降、行政によって明らかとされた趣旨には、〔2〕胎児の生命尊重と〔3〕胎児の親として配偶者の有する権利の保護がある。司法では、岡山地裁判決において〔4〕配偶者の意思表示の機会を得る利益の保護という解釈が見られる。

これらの見解について、まず〔1〕と〔2〕によっては本要件を十分に説明できない。〔3〕は「胎児の親」を血縁上の親と解釈した場合には 14 条の文言や運用の現状と、〔4〕は文言と、合致しない。また〔3〕の「胎児の親」を法律上の親として解釈した場合には文言と運用に齟齬しないが、仮にそうであるとしても、その権利が、どうして胎児の血縁上の親であるが配偶者でない男性や女性本人に対して優越するとみなされるのかについては、疑問が残る。よって、現在見られる配偶者同意要件の趣旨に関する見解は、いずれも妥当でないように思われる。

1. はじめに

日本では、刑法 212 条以下 5 条において墮胎が禁じられている。しかし例外的に「胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期」（母体保護法 2 条 2 項）において、妊娠の継続・分娩が身体的・経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある場合または強制性交被害に伴う妊娠の場合には、本人お

よび配偶者（事実婚を含む。同法 3 条 1 項参照。）の同意を得て、医師は人工妊娠中絶を行うことができる（同法 14 条 1 項）。つまり、「配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたとき」には本人の同意だけで人工妊娠中絶を行うことができる（同法 14 条 2 項）ものの、原則的に人工妊娠中絶には配偶者の同意が必要であり（以下、この要件を配偶者同意要件とい

う.), 人工妊娠中絶手術を受けたい女性とそれに同意しない配偶者とが存在したとき, 決定権を有するのは配偶者となる場合がある。

人工妊娠中絶手術を受けるのは女性本人であるのに, なぜ配偶者の同意が必要となるのか. 本要件は, 誰のどのような利益を保護しようとしているのか. このような配偶者同意要件の趣旨は, 先行研究において十分に明らかにはされていない. そこで本稿では, 母体保護法とその前身である国民優生法・優生保護法における配偶者同意要件の歴史的な位置づけや, 現在の運用を踏まえ, 本要件の趣旨についての見解を整理し, その妥当性を検討する。

2. 配偶者同意要件の歴史的な位置づけ

(1) 国民優生法と配偶者同意要件

国民優生法は1940年, 「悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加」を防止することと「健全なる素質を有する者の増加」を図ることによって, 「国民素質の向上を期する」ことを目的として(1条)成立した. この法律では, 優生目的による不妊手術を規定し, 妊娠中絶や優生目的ではない不妊手術を制限した。

国民優生法において妊娠中絶等の手続きを規定した16条には, 妊娠中絶にあたって本人や配偶者の同意を求める要件はなかった. 一方で, 優生手術の申請には原則として, 配偶者の同意が必要とされた(4条). 厚生省予防局(1940:31)はこれを「配偶者は子供を作る作らぬと云ふことに重大なる関係を有して居るから第一に其の意思を重要視した」と説明していることから, この規定は配偶者の子に関する利益に配慮したものであると思われる。

(2) 優生保護法と配偶者同意要件

1948年, 国民優生法に代わって成立した優生保護法は, 「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことと「母性の生命健康を保護すること」を目的とした(1条). この法律は, 優生手術や人工妊娠中絶手術に係る規定を設

け, 国民優生法では結局施行されなかった強制優生手術を取り入れたほか, 人工妊娠中絶を許容した. 人工妊娠中絶に関してはその後, 1949年と1952年の法改正を通じて対象者が拡大し手続きも簡略化されるなどした。

優生保護法では, 1948年の成立当初から, 任意の人工妊娠中絶・審査を必要とする人工妊娠中絶ともに原則的に配偶者の同意を要件とした(12条, 13条)が, どちらも「配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないとき」には, 本人の同意だけで人工妊娠中絶が行えた(12条2項・3条2項, 13条3項). この「配偶者が知れないとき」という文言については, 私生児を意味すると解釈した議員の発言(小杉議員 第2回国会参議院厚生委員会第14号)¹が見られるが, 実際に何を意図していたのかはわからない。

なお配偶者の同意は優生手術でも必要とされたが, そこでは「本人の同意並びに配偶者…があるときはその同意を得て」という文言になっており(3条), 本人に配偶者がいない場合を想定している. 一方で, 人工妊娠中絶に関する規定の文言は「本人及び配偶者の同意を得て」となっている(12条, 13条). 「未婚者や未亡人」の人工妊娠中絶について, 法案の提案者の一人である谷口(1949:18)が「一般によいという事にしますと風儀道徳の退廃を来す虞れ」があると説明していることから, これは(結婚していない女性の人工妊娠中絶を禁止しようとしたわけではないもの)「風儀道徳」に配慮した結果であると思われる。

1949年の法改正では, 経済的理由による人工妊娠中絶が認められるようになった. 高田(1964:194-195)によれば, その2年後である1951年, 衛庶発第80号(昭和26(1951)年8月25日)において配偶者同意要件の趣旨への言及が為されている. そこでは, 本要件の趣旨は「婚姻関係を保護する」ことにあるため婚姻関係解消後には前夫の同意は不要であるが, 離婚交渉中であれば同意は必要であり, 配偶者の同意は人工妊娠中絶の理由にかかわらず必要で

あるとされた。また、1950年に医師らによって行われた対談（医学の世界社1950:52）では、結婚していない女性の人工妊娠中絶にあたって、医師が民生委員や親権者の同意を得ながら実施していたことを示唆する発言が見られた。

さらに1952年、人工妊娠中絶の手続きを簡略化し、配偶者同意要件については「配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたとき」を例外とする（14条2項）改正が為された。1953年の「優生保護法の施行について」（厚生省発衛第150号 昭和28（1953）年6月12日）²では、人工妊娠中絶の要件を定める14条についての解釈の整理が見られる。そこでは、14条2項の「配偶者が知れないとき」について、「民法上不在者として取り扱われる等配偶者の所在が知れないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上所在不明の場合も含む」とされた。また、同項の「（配偶者が）意思を表示することができないとき」については、「禁治産の宣告等意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、精神病、精神薄弱又は外地抑留等のため事実上その意思を表示することができない場合も含む」とされ、「しかしながら遠隔地へ出稼しているときのように配偶者の所在が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、これに当たらない」と加えられた。以上から、14条2項の例外規定は、厳格な確認等を求めているわけではないことがわかる。一方で高田（1964:196-197）によれば、昭和28（1953）年12月16日の衛庶発第82号では、配偶者同意要件は「伝聞による間接的な配偶者の同意は認めるべきでない」ともされており、14条2項に該当しない場合には、行政の立場では、ある程度厳格な運用を行っていたようにも思われる。

（3）母体保護法と配偶者同意要件

1996年、優生保護法を改正し、「母性の生命健康を保護する」ことを目的とする（1条）母

体保護法が成立した。この改正は、カイロ会議での女性障害者によるスピーチを発端とする海外メディアの注目（利光2012:91-92）や厚生省の組織改編（丸山・山本1997:19-20）をきっかけとして、障害者差別解消のために行われたものである。一方で人工妊娠中絶に関する規定の内容については、優生思想に関わる部分だけが削除され、配偶者同意要件を含む他の部分に変更は加えられなかった。

母体保護法の施行にあたっては1996年、「母体保護法の施行について」（厚生省発児第122号 平成8（1996）年9月25日）³が出されている。これは人工妊娠中絶可能期間の変更以外は「優生保護法の施行について」（厚生省発衛第150号 昭和28（1953）年6月12日）から変更されていない。つまり、14条2項の「配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき」という例外規定について厳格な適用を求めない姿勢にも、変更はないと思われる。なお、この「母体保護法の施行について」には2020年に一部変更が加えられたが、配偶者同意要件に関する部分に変更は見られない。

3. 行政による配偶者同意要件の趣旨についての解釈と運用

（1）行政による配偶者同意要件の趣旨についての解釈

近年の行政による解釈においては、配偶者同意要件の趣旨を、胎児の生命尊重と関連付けるものが見られる。例えば第204回国会参議院厚生労働委員会第15号（令和3（2021）年5月13日）⁴において、厚労省子ども家庭局長は、配偶者同意要件について「リプロダクティブヘルス・ライツといますか、女性の自己決定権という問題もございますが、一方で、また胎児の生命尊重というもう一つの大きな課題もございます。」⁵という回答を行っている。このほか、同委員会第3号（令和3（2021）年3月16日）⁶、第17号（令和3（2021）年5月20日）⁷、第22号（令和3（2021）年6月3日）⁸でも厚労省子

ども家庭局長が同様の答弁をしているほか、第208回国会参議院法務委員会第3号（令和4（2022）年3月16日）⁹でも、厚労省大臣官房審議官が、立法当時の記録が明確ではないとしたうえで、同様の答弁を行っている。

また、2022年11月に開催された「2022. 11. 14 セーフ・アポーション院内集会／行政交渉」では、厚労省子ども家庭局母子保健課に対して「配偶者の同意は、なぜ必要か。何の権利に基づくのか。」という質問が為され、担当者が以下のとおり回答した。

「配偶者同意につきまして、昭和23年に議員立法で制定された際に配偶者同意要件というものが設けられておりました、その当時の立法趣旨がどのようなものだったかについては明確なお答えは困難でございますけれども、社会において様々な家族観・倫理観等についてご意見がある中で、現在人工妊娠中絶につきましては、本人に加えて配偶者の意思を確認するということになっております。この配偶者同意の見直しにつきまして、まさに女性の自己決定権の方から不要ではないかのご意見いただいているところではございますが、一方で胎児の生命を尊重する観点からより厳格に運用していくべきだといった様々なご意見が寄せられているところでございまして、こういったところにつきましては非常に難しい問題であると認識しているところでございます¹⁰。」

ここでも担当者は、立法趣旨については明確でないとしたうえで、配偶者同意要件と胎児の生命尊重とを関連付けている。どの回答においても「胎児の生命尊重」については国民間に見られる一意見として挙げられているに過ぎず、配偶者同意要件の趣旨であると断言されているわけではない。しかし一連の回答は、胎児の生命尊重に関する意見を、配偶者同意要件に関する検討の際に少なからず考慮すべきものだと捉えているようにみえる。

ところで配偶者同意要件は、直接的には配偶者の利益を保護しているようにも思える。この

解釈を行っているのが、2019年に開催された「第1回女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ」¹¹での配布資料「女子差別撤廃委員会『日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解』における指摘事項への対応状況一覧」である。その「各府省における取組状況」においては、本要件について「母体保護法は、胎児の親として配偶者が有する権利を保護する趣旨に基づき、人工妊娠中絶を行うには原則として配偶者の同意が必要としている」としており¹²、これは前述した厚生省予防局（1940：31）の解釈（国民優生法の優生手術に関するもの）と類似している。なお、この資料公表より後に為された行政による解釈は、本研究で参照できた範囲のもので断定できるものに限っていえば、すべて「胎児の生命尊重」に関連したものとなっている。

前節も含めて見た内容をまとめると、趣旨に関する行政の解釈は〔1〕婚姻関係の保護¹³、〔2〕胎児の生命尊重、〔3〕胎児の親として配偶者の有する権利の保護となる。

（2）行政による配偶者同意要件の運用——結婚していない女性と強制的性交被害に遭った既婚女性に注目して

（1）では、行政による配偶者同意要件の趣旨についての解釈を見た。行政による本要件の運用は14条の文言に忠実であるが、必ずしも趣旨の解釈と合致していない。以下では、行政による趣旨の解釈の妥当性を検討するために、結婚していない女性と強制的性交被害に遭った既婚女性とに対する運用に注目する。

まず結婚していない女性の人工妊娠中絶については、第2節でも見たように、優生保護法成立時から規定が存在しない。しかし実際には、婚姻しておらず事実婚状態にもない女性の妊娠は十分ありえることであり、その場合、相手男性の同意が必要なのか必要でないのかが問題となる。そこで2013年、日本医師会による「家族計画・母体保護法指導者講習会」において、厚労省雇用均等児童家庭局母子保健課長に対

し、相手男性の同意の要否についての質問が為された。種部(2014:3)によると、その後厚労省の正式見解として「配偶者とは、婚姻関係にあるもの(事実婚を含む)を指す。したがって…配偶者の存在しない方については、配偶者の同意は不要である。」という内容の通知が出された。また第204回国会参議院厚生労働委員会第22号(令和3(2021)年6月3日)¹⁴でも、厚労省子ども家庭局長は、婚姻しておらず事実婚状態にもない女性の場合、相手男性は母体保護法上の「配偶者」には当たらないと回答しており、以降、この解釈に変更はないようである。つまり、一部答弁¹⁵に矛盾があるように思われるものの、結婚していない女性に対する運用では、相手男性を母体保護法上の「配偶者」とはみなさず、その同意は不要とされている。

次に、強制性交被害に遭った既婚女性に対する運用を見る。そもそも14条1項2号に当たる場合には、条文の構造上、人工妊娠中絶にあたって「本人及び配偶者の同意」(14条1項柱書)が必要である¹⁶。しかし強制性交の加害者が女性の配偶者である場合には、DVのあるケース¹⁷と同様に、14条2項の「配偶者が…その意思を表示することができないとき」が適用され、本人のみの同意で人工妊娠中絶が可能なのではないかと思われる。問題となるのは、結婚している女性が、配偶者でない第三者に性的暴行を加えられ妊娠した場合である。

これについて、前述の「2022. 11. 14 セーフ・アポーション院内集会／行政交渉」¹⁸において、厚労省子ども家庭局母子保健課の担当者は、第三者から強制性交の被害を受けた場合であっても条文上は配偶者の同意が必要であると回答した。この運用は条文を厳格に解釈したものであるが、結果的に、配偶者が胎児の父親ではない女性本人は性行為にさえ同意をしていない場合でも、配偶者の決定が優位に置かれる状況になっている。

4. 司法による配偶者同意要件の趣旨についての解釈

ここからは、司法による配偶者同意要件の解釈を検討するため、配偶者同意要件の趣旨に関する解釈に触れた2つの裁判例について見ていく。

まず、東京地裁平成28(2016)年7月20日判決(LEX/DB 25536477)は、配偶者は人工妊娠中絶同意書面を女性本人に交付したが、女性が配偶者欄に「父親不明」と記載した同意書を医師に交付して人工妊娠中絶が実施された事案である。配偶者は、女性とその不貞行為の相手男性に対して損害賠償請求をしたが、裁判所は、母体保護法14条は、人工妊娠中絶を望まないという意思決定に係る利益を超えて、人工妊娠中絶の実施に際してどのような条項が適用されるかに係る利益が法的保護に値するとまではいえないこと、本件人工妊娠中絶が既に終了し同意を撤回する余地がないこと、配偶者の同意は妊娠の経緯・人工妊娠中絶の理由が全て開示されている場合に限るべきであるとする原告の主張は採用できないこと、本件同意書が医師に提示されずに人工妊娠中絶が実施されたという事情も原告の意思決定を害するものとはいえないことなどを理由として、請求を棄却した。

次に、岡山地裁平成29(2017)年4月26日判決(医事法令社2017:37-46)について見る。本件は、女性本人とその配偶者が、人工妊娠中絶を行った病院を開設する地方公共団体に対して、両名の同意を得ずに人工妊娠中絶を行ったと主張して損害賠償請求をした事案である。裁判所は、女性本人の同意は得ていたが、配偶者の同意を得なかった過失があり、その結果、配偶者は人工妊娠中絶を行うかどうかという重大な場面においてその意思を表明する機会を奪われ苦痛を受けたとして、請求の一部を認容した。

ではこの2つの事例において裁判所は、配偶者同意要件の趣旨をどのように解釈しているのか。まず本人及び配偶者の同意を求める趣旨について、東京地裁判決は「自己の子となるべき出生前の子(胎児)の出生について、親となる

べき男女双方の意思決定を尊重する趣旨である」と判示しており、配偶者同意要件単独の趣旨については言及していない。また岡山地裁判決も、本人及び配偶者の同意を求める趣旨については「医学的に相当な処置であっても、妊娠当事者の心情に配慮し、一種の自己決定権を保護する趣旨である」と判示している。一方で本判決では、女性本人の人工妊娠中絶についての同意があったと認められたにもかかわらず、配偶者の同意は欠いたとして配偶者の損害賠償請求を認容した。その理由を裁判所は、妻である女性に対して「本件処置をするか否かという重大な場面において、〔配偶者が〕自己の意思を表明する機会を奪われた」ためであるとしている。

5. 配偶者同意要件の趣旨に関する見解の妥当性

本稿では、母体保護法14条における配偶者同意要件の趣旨に関する見解を整理してきた。まず、優生保護法成立時の立法趣旨は明確でないが、その趣旨を〔1〕婚姻関係の保護とした通知がある。母体保護法成立以降、行政によって明らかとされた趣旨には、〔2〕胎児の生命尊重と〔3〕胎児の親として配偶者の有する権利の保護がある。また司法では、岡山地裁判決において〔4〕配偶者の意思表示の機会を得る利益の保護という解釈が見られる。以下では、それぞれの解釈について、14条の文言や運用との関係、妥当性を見ていく¹⁹。

まず〔1〕婚姻関係の保護について、その内容は明確ではないが、夫婦に関する重大な決定を夫婦で行うという考えに基づくように思われる。そうであるならば〔1〕は、女性や男性の単独の利益でなく、両者の関係性を前提とした夫婦としての権利に着目しており、14条1項が医師を主語としたうえで本人と配偶者とを同列に扱っていることは、この解釈と矛盾しない。また女性が結婚している場合にのみ配偶者の同意が必要である運用は、判断基準を婚姻関係の有無に置いており、この解釈に合致する。しかし夫婦であっても、人工妊娠中絶に対する見解

が異なることはある。その場合に反対する夫の意見が優先されることは、この趣旨では説明できない。そもそも、期間が制限されるかつ身体健康にも関わる人工妊娠中絶という問題に対しては、意見が相違する前提の規定を置くべきである。

また、配偶者同意要件は人工妊娠中絶の要件のひとつであり、母体保護法14条が常に人工妊娠中絶に反対する者の決定を優位に置く規定であることから、〔2〕胎児の生命尊重を本要件の趣旨と解釈することも可能である。しかしそうであるならば、14条1項1号または2号に該当する場合、なぜ配偶者の同意の有無によって胎児が生命を尊重されるか否かが異なるのか、また、なぜ嫡出子となりうる胎児と非嫡出子となりうる胎児との間に線引きを設けるのかについて、合理的な理由を説明できないのではないか。

次に、〔3〕胎児の親として配偶者の有する権利の保護は、男性単独の子に関する利益に注目したものである。「胎児の親」を血縁上の関係を指すと解釈すると、〔3〕は胎児の親であることを根拠に配偶者の有する権利を保護していることになるので、胎児の親かつ配偶者である男性のみが保護されることになる。胎児の親ではあるが配偶者でない男性の権利は、〔3〕と運用双方において保障されない。一方で、胎児の親ではないが配偶者ではある男性の権利は、〔3〕では保障されないが、強制性交被害を受けた既婚女性に対する運用では、保障される。規定上、14条1項2号による人工妊娠中絶に配偶者の同意が求められることを考えれば、文言に忠実であるのは運用であり、〔3〕は乖離している。なお「胎児の親」を、法律上の関係を指すと解釈すると、〔3〕は14条の文言にも運用にも矛盾しない。

また配偶者の子に関する利益には、「子を得るかどうか決定する利益」と「意思表示の機会を得る利益」とがある。後者の解釈をすれば、配偶者が反対したとしても最終決定権は女性にあることになるが、あくまで本要件は「通知要

件」や「協議要件」ではなく「同意要件」であり、〔4〕配偶者の意思表示の機会を得る利益の保護は、14条の文言に合致しない。

以上から、〔1〕と〔2〕によっては本要件を十分に説明できない。〔3〕は「胎児の親」を血縁上の親と解釈した場合には14条の文言や運用の現状と、〔4〕は文言と、合致しない。また〔3〕の「胎児の親」を法律上の親として解釈した場合に文言と運用には齟齬しないが、仮にそうであるとしても、その権利が、どうして胎児の血縁上の親であるが配偶者でない男性や女性本人に対して優越するとみなされるのかについては、疑問が残る。よって、現在見られる配偶者同意要件の趣旨に関する見解は、いずれも妥当でないように思われる。

本稿では紙幅の関係上、配偶者同意要件の趣旨に関する考察にとどめたが、本要件には様々な問題点がある。そもそも、妊娠・出産に関して女性と配偶者とが実質的に同等の決定権を持つことは、胎児に対する権利を超えて、女性の身体に対して、同等の権利を持つことを意味する。人工妊娠中絶の決定に際して、妊娠を通じてその生命身体に危険が生じうる女性の権利と、その危険のない配偶者の権利とを同等に考えること自体、不適切ではないか。今後は、本要件の問題点について分析し、改正の方向性についても検討したい。

謝辞

本稿は、2022年度、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻に提出した修士論文の一部に加筆修正したものです。ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

注

- ¹ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=100214237X01419480622¤t=1 (2022年12月28日取得)
- ² 厚生労働省による。https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000350152.pdf (2022年12月28日取得)

- ³ 厚生労働省による。https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5408&dataType=1&pageNo=1 (2022年12月29日取得)
- ⁴ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414260X01520210513¤t=1 (2022年12月30日取得)
- ⁵ この発言に対して福島みずほ議員は、配偶者同意要件は夫婦間の問題であり胎児の生命尊重は関係のないことだと指摘している。
- ⁶ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414260X00320210316¤t=2 (2022年12月30日取得)
- ⁷ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414260X01720210520¤t=1 (2022年12月30日取得)
- ⁸ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414260X02220210603¤t=1 (2022年12月30日取得)
- ⁹ 国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815206X00320220316¤t=1 (2022年12月30日取得)
- ¹⁰ SafeAbortionDayによる。https://www.youtube.com/watch?v=lL_qHu9uMe8 (2023年1月4日取得)
- ¹¹ このワーキング・グループは、Committee on the Elimination of Discrimination against Womenによる“Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan”の提示を受けて設置されたものである。なおこのconcluding observationsでは、配偶者同意要件を含む母体保護法14条が問題視され、改善が勧告されている(男女共同参画局による。https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/CO7-8_e.pdf (2023年1月4日取得))。
- ¹² 男女共同参画局による。https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/wg01_1.pdf (2023年1月4日取得)
- ¹³ 優生保護法下における解釈なので、この解釈が維持されていると断定はできない。
- ¹⁴ 前掲注8 URL 参照。
- ¹⁵ 第204回国会参議院厚生労働委員会第17号(令和3(2021)年5月20日)における厚労省子ども家庭局長の答弁(2020年6月に名古屋で起きた、保護責任者遺棄致死事件に関する答弁)参照。(国会会議録検索システムによる。https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120414260X01720210520¤t=1 (2022年12月31日取得))

- ¹⁶ なお 2020 年に日本医師会が行った、厚労省子ども家庭局母子保健課長に対する疑義照会によると、加害者の同意は不要である（前掲注 3 URL 参照.）.
- ¹⁷ 東京地判平 27（2015）・3・6（LEX/DB 25525116）参照。行政については東京産婦人科医会（http://www.taog.gr.jp/pdf/210316_4.pdf（2022 年 12 月 31 日取得））参照。なお本稿脱稿後、当該 URL は閲覧できなくなっている。この内容については岡山県産婦人科医会（<http://association.okayamaog.com/data/2021031701.pdf>（2023 年 9 月 26 日取得））参照。
- ¹⁸ 前掲注 10 URL 参照。
- ¹⁹ なお白須（2016：2）は、考えられる本要件の趣旨として「胎児の父親としての義務、権利また婚姻関係の秩序維持など」を挙げている。

参考文献

- 医学の世界社 1950. 優生保護法をめぐる諸問題 [1]. 産婦人科の世界 2（10）：40-55
- 民事法令社 2017. 同意を得ないまま人工妊娠中絶処置を実施したなどとして、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めた事例. 医療判例解説：医療従事者のためのわかり易い判例解説（70）：28-46
- 厚生省予防局 1940. 『國民優生法釋義』.
- 白須和裕 2016. 母体保護法の諸問題. 神奈川母性衛生学会誌 19（1）：1-3
- 高田和広 1964. 『診療事故と賠償』産業報知新聞社.
- 谷口彌三郎 1949. 『優生保護法問答』熊本県母性保護医協会.
- 種部恭子 2014. 母体保護法における配偶者の同意と、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ. 医報とやま 1593：3
- 利光恵子 2012. 『受精卵診断と出生前診断：その導入をめぐる争いの現代史』生活書院.
- 丸本百合子・山本勝美 1997. 『産む／産まないを悩むとき：母体保護法時代のいのち・からだ（岩波ブックレット）』岩波書店.
- 東京地方裁判所平成 27 年 3 月 6 日判決（LEX/DB 文献番号 25525116）.
- 東京地方裁判所平成 28 年 7 月 20 日判決（LEX/DB 文献番号 25536477）.

Why Is the Consent of the Spouse Required for an Abortion?
In Light of the Historical Position and the Operation of the Spousal Consent Requirement

Yuino Niiyama

Summary

Article 14 of the Maternal Health Act requires the consent of the spouse for an abortion in addition to that of the female herself (Hereinafter the requirement is referred to as the spousal consent requirement.). In light of the historical position of the spousal consent requirement in the Maternal Health Act and its predecessors, the National Eugenic Act and the Eugenic Protection Act, and its operation, this paper summarizes and examines views on the purpose of the requirement.

Firstly, the National Eugenic Act had no provision concerning the spousal consent for an abortion, and the spousal consent requirement for an abortion was established in the Eugenic Protection Act. Although the legislative intent of this requirement at that time is not clear, there is a notice stating that the purpose is [1] to protect the marital relation. Secondly, after the Maternal Health Act was enacted, the administrative authorities clarified the purpose of this requirement as [2] to respect the life of the fetus and [3] to protect the right of the spouse as the parent of the fetus. Finally, the Okayama District Court decision interpreted the purpose as [4] to protect the interest of the spouse in having the opportunity to express their opinion.

Regarding these views, [1] and [2] do not fully explain the requirement. [3] does not match Article 14 or the current operation of the requirement if "the parent of the fetus" is interpreted as the biological parent, and [4] does not match the article. Concerning [3], if "the parent of the fetus" is interpreted as the legal parent, there is no conflict between the view and the article and the operation. However, in this case, the question remains as to why the right of the legal father should be considered superior to that of the male who is not the legal but the biological father, or that of the female. Thus, none of the current views on the purpose of the spousal consent requirement seems reasonable.